



行政相談シンボルマーク
総務省行政評価局

総務省の



行政相談

行政相談とは

行政相談の例

行政相談の仕組み

行政相談による改善例

行政相談委員の活動

いろいろな相談窓口



困ったら一人で悩まず行政相談

行政苦情
110番
[全国共通番号]

お こまりなら まるまる くじょー ひやくとおぼん

0570-090110

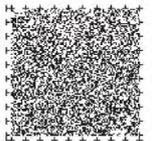
この電話は、お近くの管区行政評価局・行政評価事務所につながります。

インターネット
による
行政相談の受付

 行政相談受付

検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



このマークは
音声コードです。

行政相談とは？

行政相談は、公正・中立の立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。無料で相談でき、秘密は固く守られます。



こんな時は、行政相談をご利用ください!!

- 「どこに相談したらよいか分からない」
- 「役所に申請したが、手続が進まない」
- 「公共施設が壊れていて危険」
- 「窓口には行きづらい」



国の仕事や手続、サービスについて困っていることはありませんか？

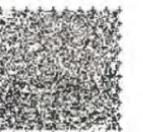
総務省の行政相談は、医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、いろいろな行政分野の幅広い相談に対応しています。難しい手続は不要で、迅速な解決を促進します。

<p>医療保険・年金</p> <p>国民年金や厚生年金保険の被保険者の資格条件や受給額について教えてほしい。</p>	<p>雇用</p> <p>労働条件を改善するように会社を指導してほしい。</p>	<p>道路</p> <p>国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい。</p>
<p>社会福祉</p> <p>「生活保護」の受給資格について教えてほしい。</p>	<p>交通機関</p> <p>バス停に路線図を掲示してほしい。</p>	<p>相談窓口</p> <p>手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。</p>

総務省の行政相談は、国や独立行政法人の仕事、都道府県・市(区)町村の仕事で法定受託事務(注)に該当するもの、国の委任又は補助を受けて行っている仕事などの国の行政全般についての苦情をお聴きしています。

したがって、担当の行政機関が不明でどこに相談してよいか分からない問題や、複数の行政機関にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、お気軽にご相談ください。

(注) 国が直接実施すべきであるが、国民の利便性などの観点から、法令により地方公共団体が実施することとされる事務。



行政相談の仕組み

行政相談には、さまざまな受付窓口があります。受け付けたご相談は、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、都道府県・市(区)町村(国の仕事の関係)などに対して、事実関係などの確認を行い、必要なあっせんや通知を行っています。行政機関などからの回答については、相談者にお伝えします。

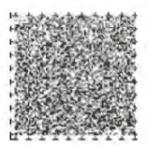


相談は**無料**で**秘密**は**厳守**されます。
お気軽にご相談ください。
面談、手紙、FAXでの相談もできます。



行政相談の仕組み

行政相談の仕組み



このマークは音声コードです。

行政相談による改善例

改善事例1 トンネル内でもNHKのラジオ放送が聴けるようにしてほしい

相談 トンネル内でラジオ受信を可能に!

高速道路を通行中、県境付近のトンネルを通過したところ、それまで聴こえていたNHKのラジオ放送が突然聴こえなくなった。

県境付近のトンネル内でも、緊急時の情報等を適時に受信できるように、放送が途切れなく聴こえるようにしてほしい。



改善 6か所のトンネルに放送受信設備を設置

調査の結果、相談のあったトンネル以外にもNHKのラジオ放送が聴こえないトンネルがあることが分かったため、西日本高速道路株式会社に改善を申し入れました。これを受けて同社は状況を確認し、新たに判明した1か所を含めて、NHKのラジオ放送が聴こえない6か所のトンネルについて、放送受信設備の設置を行いました。



解決 トンネル内でもNHKラジオの受信が可能に!

改善事例2 長期間、読めなくなっているバス停の時刻表を改善してほしい

相談 バスの時刻や行き先が分からない!

市内の5か所のバス停では、時刻表が剥がれ読めない状態となっていたことから、当該路線バスの事業者とその旨連絡した。

しかし、改善されないままとなっており、当該バス停の利用者は、バスの時刻や行き先が全く分からない。早急にバス時刻表の表示を改善してほしい。



運輸支局に対して相談内容を通知
バス事業者に対する指導をあっせん

改善 運輸支局にあっせんをし約1週間で改善!

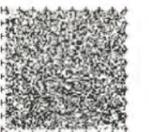
行政評価事務所においてバス停の写真を確認したところ、相談のとおり、バスの時刻と行先表示が剥がれて読めない状態となっていました。

このため、バス事業者を監督している運輸支局に対し、通知するとともに、5か所のバス停について、バス時刻表の表示を適切に行うよう、バス事業者を指導するようあっせんを行いました。

その結果、約1週間後に、時刻表の表示が改善されました。



解決 バス停の時刻表表示が改善された!



このマークは音声コードです。

行政苦情救済推進会議

行政の制度及び運営の基本に関するもので、法令の改正をしなければ解決できないものなど、解決が困難な相談については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議して、相談解決のための意見を聴き、相談の解決を促進しています。

改善事例3 職業訓練受講給付金の支給審査における交通費の取り扱いの見直し

相談 配偶者の交通費を収入の算定対象から外してほしい

私は、求職者支援制度で職業訓練を受けている。同訓練の受講者で世帯の収入が一定額以下の者に支給される職業訓練受講給付金について、ハローワークへ申請に行ったところ、「配偶者の当月の給与が基準額を超えているため給付金を支給できない。」と言われた。

しかし、妻の給与が基準額を超えたのは、半年分の交通費が一括して支給されたためである。交通費は必要経費であるため、収入の審査に当たっては、交通費を控除してほしい。

改善 交通費が算定対象から除外された

行政苦情救済推進会議に付議した結果を踏まえ、行政評価局は、厚生労働省に対し、収入の算定対象から交通費を除外する方向で見直しするようあつせんしました。

その結果、厚生労働省では、収入の中に交通費が給与明細等で区分されている場合は、収入から除外して算定することとし、改善が図られました。

解決 求職者支援の算定方法が改善された!



厚生労働省に対して見直しをあつせん



行政相談委員の活動

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人(各市(区)町村に1人以上)が配置されています。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。



行政相談委員は、身近な場所でご相談をお聴きしています。

行政相談所

行政相談委員は、市(区)役所、町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設し、苦情や意見・要望を受け付けています。

区域の広い市(区)町村や交通の不便なところでは、地域を巡回して相談所を開設しています。

また、各府省、都道府県、市(区)町村や民生委員、人権擁護委員などと合同で相談所を開設しています。



行政相談所(山形県東根市)

行政相談懇談会

行政相談委員は、自治会、婦人会などの代表者や地域の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見・要望をお聴きしています。



行政相談懇談会(沖縄県伊是名村)

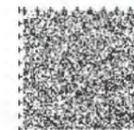
行政相談出前教室

行政相談委員や管区行政評価局・行政評価事務所の職員が、小学校、中学校、高校、大学等に出向いて、行政相談の改善事例を具体的に紹介しながら、行政相談制度の授業を行っています。



行政相談出前教室(大阪府大阪市)

行政相談委員の活動



このマークは音声コードです。



行政相談委員による改善例



改善事例1 郵便ポストの投函口の幅を広げてほしい

相談 折曲厳禁の書類が投函できない

近所に設置されている郵便ポストは、投函口の幅が狭いことから、レターパックや折曲厳禁の書類を投函できず、不便である。郵便ポストの投函口の幅を広げてほしい。



改善 A4サイズの郵便物まで投函可能に!

行政相談委員が現地の郵便ポストを確認したところ、投函口が幅20センチメートルしかなく、最近増えているA4サイズの郵便物が入らなかったため、所管の郵便局に相談内容を通知しました。

その結果、相談のあった上記郵便ポストの投函口が付け替えられ、A4サイズの郵便物を入れることができるようになりました。



解決 投函口がA4サイズまで投函可能な幅に!

改善事例2 車椅子でも橋を渡れるよう、スロープを設置してほしい

相談 橋にスロープを設置してほしい

1級河川A川に橋が架けられたが、橋へは階段を使用する構造となっており、車椅子使用者が橋を渡ることが困難なのでスロープを設置してほしい。

改善 スロープが設置された

行政相談委員が、市にスロープの設置について照会したところ、同市では、他にも同様な要望があったことから、河川用地を利用してスロープを設置しました。



解決 車椅子使用者も安全に橋が渡れるように!

改善事例3 国立病院の駐車場料金を無料にしてほしい

相談 付添いなどで経済的負担が大きい

私は、A国立病院に入院している家族の世話をするために、週に何度も同国立病院を訪れるが、外来患者と異なり、駐車料金がその都度必要である。

利用回数が多い者にとっては、経済的負担が大きいため、入院患者の付添い等を行う者についても外来患者と同様、無料にしてほしい。



改善 お見舞いや付添い目的の駐車料金は無料に!

行政相談委員が調べたところ、他にも同様の意見があることなどから、A国立病院を訪問し、相談内容を通知するとともに、改善を申し入れました。

その結果、入院患者のお見舞いや付添い等の目的で訪問する方については、駐車料金を無料とする対応策がとられました。



解決 外来患者と同様にお見舞いや付添い目的も無料に!



広報活動

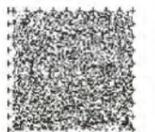
行政相談委員は管区行政評価局・行政評価事務所の職員とともに、各地で行政相談制度の啓発・宣伝活動を行っています。



コミュニティFM出演によるPR



街頭でのPR



行政相談委員は、総務大臣に意見を述べることができます

行政相談委員は、相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を、総務大臣に述べるすることができます(行政相談委員法第4条)。

これらの意見は、総務省が各府省に通知するなどにより、行政運営の改善に活用されており、行政の制度・運営の改善が図られたものも少なくありません。



改善事例

郵便の不在配達通知書に記載される窓口での受取に必要な印鑑の表記

相談 印鑑が必要であると誤解される記載を改善してほしい

書留郵便等の配達の際に不在だった場合、受取人が郵便局において郵便物を受け取る際は、不在配達通知書、本人・住所が確認できる書類のほか、印鑑又は署名が必要とされている。

しかし、不在配達通知書には、「このお知らせ+印鑑+ご本人様・ご住所が確認できる証明書(免許証、保険証等)」と記載されており、あたかも印鑑が必須のような誤解を与える記載となっている。

印鑑を忘れて自宅に戻ったという人も聞いていることから、不在配達通知書には、印鑑に代えて署名でもいい旨の記載をしてほしい。

改善 不在通知書の表記を変更

行政相談委員からの意見を受け、行政評価局は、日本郵便株式会社に対し、郵便の不在配達通知書に、印鑑に代えて署名でも郵便物を受け取ることができる旨を表記するよう求めました。

その結果、同社は、不在配達通知書に「印鑑(又はご署名)」と表記するようになりました。



解決 不在配達通知書の表記を変更し利便性が向上!

行政相談の窓口



管区行政評価局・行政評価事務所 (全国50か所)

都道府県庁所在地などにある、管区行政評価局・行政評価事務所に相談窓口を設置し、電話、インターネット、面談、手紙、FAXで相談を受け付けています。

電話による相談(行政苦情110番)



おこまりなら まるまる くじょ ひやくとおぼん

0570-090110

(全国共通番号)

インターネットによる相談

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

(注) メールフォームから送信できます。

面談・手紙・FAXによる相談



管区行政評価局・行政評価事務所の所在地やFAX番号は裏表紙をご覧ください。

- お近くの管区行政評価局又は行政評価事務所(裏表紙に記載)につながります。
- 都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の管区行政評価局又は行政評価事務所につながる場合があります。
- 一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、各管区行政評価局又は行政評価事務所の直通電話番号(裏表紙に記載)をご覧ください。
- NTTコミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。
- ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため録音させていただいております。
- 平日の夜間及び土日祝日は、留守番電話で対応させていただいております。

合同行政相談所

様々な苦情をワンストップで受け付け、対応します。

合同行政相談所では、国の行政機関(法務局や労働局等)、都道府県、市(区)町村などの職員が一堂に集まり、行政などへの苦情や意見、要望を受け付けます。

この相談所では、複数の行政機関にまたがる相談やどこに相談したらよいか分からない相談を受け付けるほか、複数の相談がある場合、それぞれの行政機関の所在地へ出向くことなく、一か所で相談することができます。

合同行政相談所の開設日時等については、総務省のホームページ(行政相談関係)※や最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所(裏表紙をご覧ください)にお問い合わせください。



※ 総務省のホームページ(行政相談関係)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html



このマークは音声コードです。

いろいろな相談窓口

行政相談週間

総務省では、毎年、10月中旬に「行政相談週間」として、国民の皆様の身近な場所で役所の仕事に関する相談を受け付ける活動を全国各地で実施します。
合同行政相談所は、特に、この行政相談週間を中心に全国各地で開設されます。

特別行政相談所

地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、総務省では、国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市(区)町村や行政相談委員などの協力を得て、「特別行政相談所」を開設するなどして、各種の相談、問い合わせなどに応じています。



東日本大震災の被災者支援のための特別行政相談所

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災で被災された方々を支援するため、被災地で特別行政相談所を開設し、被災者の方々からの相談に応じました。



福島県いわき市

豪雨の被災者支援のための特別行政相談所

平成26年8月に発生した豪雨により被災された方々を支援するため、京都府、兵庫県及び広島県で特別行政相談所を開設し、被災者の方々からの相談に応じました。



広島県広島市

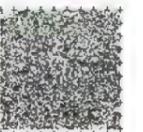
総合行政相談所

総合行政相談所は、国の行政機関、地方公共団体や各種団体、行政相談委員などの協力を得て毎日または定期的に開設しています。

総合行政相談所 所在地等一覧

都市	総合行政相談所	設置場所	電話番号
札幌	札幌総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	さっぽろ東急百貨店9階 〒060-8619 札幌市中央区北4条西2丁目1番地	011(212)2291(直通)
仙台	行政困りごと相談所 (店休日を除く毎日開設)	藤崎一番町館6階 〒980-8652 仙台市青葉区一番町3丁目4-1	022(263)6201(直通)
さいたま	さいたま総合行政相談所 (祝日を除く毎週月～土曜日開設)	武蔵浦和駅南ビル マーレA館2階 〒336-0022 さいたま市南区白幡5丁目19番19号	048(839)8150(直通)
千葉	暮らしの行政相談所 ・美浜区 (祝日を除く毎週水曜日開設) ・緑区 (祝日を除く第2～5週の火曜日開設)	美浜区高洲コミュニティセンター 〒261-0004 千葉市美浜区高洲3丁目12番1号 緑区鎌取コミュニティセンター 〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番2号	問合先: 千葉行政評価事務所 043(246)9821
東京	東京総合行政相談所 (毎日開設)	西武池袋本店7階 〒171-8569 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号	03(3987)0229(直通)
	世田谷行政なんでも相談所 (祝日を除く毎週火曜日開設)	世田谷郵便局 〒154-8799 東京都世田谷区三軒茶屋2-1-1	問合先: 東京行政評価事務所 03(3363)1100
	浅草行政なんでも相談所 (祝日を除く毎週金曜日開設)	台東区生涯学習センター1階 〒111-8621 東京都台東区西浅草3-25-16	
横浜	かながわ総合行政相談所 (毎週木曜日開設)	港南台214ビル3階 〒234-0054 横浜市港南区港南台3丁目3-1	問合先: 神奈川行政評価事務所 045(681)1100
名古屋	くらしの行政・法律相談所 (祝日を除く毎日開設)	栄ビル9階 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目23番31号	052(961)4522(直通)
大阪	大阪総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	大丸 大阪・心斎橋店南館8階 〒542-8501 大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号	06(6241)5111(直通)
堺	堺すいよう行政相談所 (原則祝日を除く毎週水曜日開設)	高島屋堺店6階 〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地	問合先: 近畿管区行政評価局 06(6941)8358
京都	京都総合行政相談所 ・京都高島屋 (原則毎月第1火曜日開設) ・ウイングス京都 (原則毎月第3金曜日開設)	京都高島屋 屋上階 特設会場 〒600-8520 京都市下京区四条通河原町西入真町52 ウイングス京都 2階(1・2会議室またはセミナー室) 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下御射山町262	問合先: 京都行政評価事務所 075(802)1100
広島	行政困りごとなんでも相談所 (店休日を除く毎日開設)	そごう広島店本館9階 〒730-8501 広島市中区基町6番27号	082(223)6030(直通)
岡山	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週火曜日開設)	岡山市福祉文化会館3階 〒703-8293 岡山市中区小橋町1丁目1番30号	問合先: 岡山行政評価事務所 086(224)1100
高松	暮らしの行政相談所 (祝日を除く毎週水曜日開設)	福祉コミュニティセンター・高松1階 相談室 〒760-0066 高松市福岡町2丁目24番10号	問合先: 四国行政評価支局 087(831)3103
福岡	福岡総合行政相談所 (毎週月～土曜日開設)	岩田屋本店新館6階 行政相談コーナー 〒810-8680 福岡市中央区天神2丁目5番35号	092(781)7830(直通)
北九州	北九州総合行政相談所 (毎週金曜日開設)	小倉井筒屋新館8階商品券売場奥 応接室 〒802-8511 北九州市小倉北区船場町1番1号	093(531)6710(直通)
熊本	暮らしの総合相談所 (原則毎月第1～第4水曜日開設)	くまもと県民交流館 ハレア 〒860-8554 熊本市中区手取本町8番9号 テリアくまもと内	問合先: 熊本行政評価事務所 096(324)1662
那覇	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週月～金曜日開設)	那覇中央郵便局1階ロビー 〒900-8799 那覇市壺川3丁目3番8号	098(836)4910(直通)

(注) 総合行政相談所の開設については、上記の電話番号にお問い合わせください。



このマークは
音声コードです。

管区行政評価局及び行政評価事務所の所在地等一覧

局所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道管区行政評価局	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100	011(709)1842
函館行政評価分室	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100	0138(23)0919
旭川行政評価分室	078-8501	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100	0166(38)3013
釧路行政評価分室	085-0022	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100	0154(23)7137
東北管区行政評価局	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100	022(262)7844
青森行政評価事務所	030-0801	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100	017(734)3355
岩手行政評価事務所	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100	019(624)1155
秋田行政評価事務所	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100	018(824)1427
山形行政評価事務所	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100	023(632)3117
福島行政評価事務所	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100	024(534)1102
関東管区行政評価局	330-9717	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100	048(600)2336
茨城行政評価事務所	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100	029(221)3349
栃木行政評価事務所	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100	028(637)4809
群馬行政評価事務所	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100	027(221)1649
千葉行政評価事務所	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100	043(246)9829
東京行政評価事務所	169-0073	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100	03(5331)1761
神奈川行政評価事務所	231-0023	横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100	045(664)9316
新潟行政評価事務所	950-8628	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100	025(282)1124
山梨行政評価事務所	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100	055(251)9223
長野行政評価事務所	380-0846	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100	026(232)4529
中部管区行政評価局	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100	052(972)7419
富山行政評価事務所	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076(431)1100	076(442)8646
石川行政評価事務所	920-0962	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076(264)1100	076(222)5233
岐阜行政評価事務所	500-8114	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100	058(248)6755
静岡行政評価事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100	054(254)6513
三重行政評価事務所	514-0033	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100	059(227)6662
近畿管区行政評価局	540-8533	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6942)1100	06(6941)8988
福井行政評価事務所	910-0859	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100	0776(26)4445
滋賀行政評価事務所	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100	077(525)1149
京都行政評価事務所	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075(802)1100	075(802)1180
兵庫行政評価事務所	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100	078(333)7919
奈良行政評価事務所	630-8213	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100	0742(24)0303
和歌山行政評価事務所	640-8155	和歌山市九番丁11	073(422)1100	073(436)5899
中国四国管区行政評価局	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100	082(228)4955
鳥取行政評価事務所	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100	0857(24)5942
島根行政評価事務所	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100	0852(21)2444
岡山行政評価事務所	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100	086(221)5661
山口行政評価事務所	753-0088	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100	083(922)1593
四国行政評価支局	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087(862)1100	087(831)4510
徳島行政評価事務所	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100	088(655)5158
愛媛行政評価事務所	790-0808	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100	089(934)5917
高知行政評価事務所	780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100	088(824)4194
九州管区行政評価局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(473)1100	092(431)8317
佐賀行政評価事務所	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100	0952(22)2652
長崎行政評価事務所	852-8106	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1101	095(849)1102
熊本行政評価事務所	860-0047	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100	096(324)1663
大分行政評価事務所	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100	097(532)3790
宮崎行政評価事務所	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100	0985(24)3371
鹿児島行政評価事務所	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)1100	099(224)3248
沖縄行政評価事務所	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100	098(866)0158

総務省のホームページ(行政相談関係) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html

(平成27年4月)

総務省 行政評価局行政相談課

〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話 03-5253-5111(代表)